

橋本市条例第**16**号

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり公布する。

令和**8**年**3**月**31**日

橋本市長 平木哲朗

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税等に関する条例(平成27年橋本市条例第60号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6及び<u>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)</u>第2条第3号の規定に基づき、本市が課する固定資産税の課税免除又は不均一課税(以下「不均一課税等」という。)をすることについて定めるものとする。 (不均一課税等)</p> <p>第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年度分に限り、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号。以下「市税条例」という。)第62条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6及び<u>地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)</u>第2条第3号の規定に基づき、本市が課する固定資産税の課税免除又は不均一課税(以下「不均一課税等」という。)をすることについて定めるものとする。 (不均一課税等)</p> <p>第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年度分に限り、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号。以下「市税条例」という。)第62条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。</p>
略	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。